

【市第 38 号議案関連資料（横浜市保育所条例の一部改正）】

## 市立保育所の民間移管について

### 1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するため、平成 20 年 4 月 1 日に、市立保育所 4 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 4 園を条例の別表から除きます。

（民間移管する 4 園）

横浜市新桜ヶ丘保育園（保土ヶ谷区）、横浜市もみの木台保育園（青葉区）、  
横浜市南戸塚保育園（戸塚区）、横浜市阿久和保育園（瀬谷区）

### 2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 有償譲渡

移管先 認可保育所を運営している社会福祉法人

### 3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「3 歳児以上の主食の提供」、「土曜日の給食の提供」、「保育時間の延長」、「一時保育※」を行います。

（※横浜市阿久和保育園では一時保育を既に実施しております。）

### 4 保護者への説明

平成 18 年 10 月の公表後、当該保育所 4 園の保護者に対して説明会や法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会などを実施しました。

### 5 法人選定

平成 19 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった法人について学識経験者、市民等からなる移管先法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育園の実地調査、施設長予定者等の面接等を通じて選考を行い、この結果を受けて 9 月に決定いたしました。

新桜ヶ丘保育園	「社会福祉法人 相愛会」
もみの木台保育園	「社会福祉法人 種の会」
南戸塚保育園	「社会福祉法人 ももの会」
阿久和保育園	「社会福祉法人 山王平成会」

### 6 今後の予定

平成 19 年 10 月

～

引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施

平成 20 年 3 月

平成 20 年 4 月

移管先法人による運営開始

《平成 20 年度移管予定園 移管先法人概要》

新桜ヶ丘保育園（保土ヶ谷区）

社会福祉法人『相愛会』（平成 8 年 3 月 11 日設立）  
長崎県雲仙市国見町土黒庚 357 番地  
理事長 福島 俊太郎  
運営施設；八斗木保育園（長崎県雲仙市/平成 8 年 4 月 1 日認可）

もみの木台保育園（青葉区）

社会福祉法人『種の会』（平成 13 年 8 月 22 日設立）  
神戸市灘区摩耶海岸通 2 丁目 3 番 14 号  
理事長 片山 喜章  
運営施設；はっと保育園（兵庫県神戸市/平成 14 年 4 月 1 日認可）  
なかはら保育園（兵庫県神戸市/平成 18 年 4 月 1 日認可）

南戸塚保育園（戸塚区）

社会福祉法人『ももの会』（平成 13 年 11 月 15 日設立）  
横浜市戸塚区戸塚町 3417 番地  
理事長 勝間 郁夫  
運営施設；芙蓉保育園（横浜市戸塚区/平成 14 年 4 月 1 日認可）  
もも保育園（横浜市泉区/平成 18 年 4 月 1 日認可）

阿久和保育園（瀬谷区）

社会福祉法人『山王平成会』（平成 12 年 4 月 4 日設立）  
秋田県秋田市御所野地藏田 2-9-6  
理事長 加賀屋 興平  
運営施設；ごしょの保育園（秋田県秋田市/平成 13 年 1 月 1 日認可）